

## 5. 厚生労働省

01. 実践型地域雇用創造事業
02. 地域雇用開発助成金
03. 農林業等就職促進支援事業
04. 地域若者サポートステーション事業
05. 離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開
06. 救急医療体制の整備等
07. へき地保健医療対策事業
08. 医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金
09. 保育環境改善等事業
10. 地域福祉等推進特別支援事業
11. 安心生活創造事業
12. 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施
13. 地域介護・福祉空間整備推進交付金
14. 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進
15. 高齢者地域福祉推進事業

## 厚生労働省 1

施策名	実践型地域雇用創造事業	予算額(百万円)	6,156
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	地域雇用開発促進法(昭和62年3月31日法律第23号)第10条 地域雇用開発促進法施行規則第8条		
概要	雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、事業の実施を委託する。		
対象者	地域雇用創造協議会(同意自発雇用創造地域の市町村、地域の経済団体等で構成)		
対象事業	<p>【対象地域】 地域雇用開発促進法第6条の定める自発雇用創造地域(雇用創造に向けた意欲が高い地域)であること。</p> <p>【対象事業】 地域関係者の創意工夫により、地域それぞれの経営戦略や人材ニーズを踏まえた事業を独創的な事業の実施が可能となっているが、雇用安定事業又は能力開発事業として行う事業であることが必要となる。 地域の創意工夫による以下の雇用対策事業を策定、実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用拡大メニュー(事業主向け)</li> <li>○人材育成メニュー(人材育成メニュー)</li> <li>○就職促進メニュー</li> <li>○雇用創出実践メニュー</li> </ul>		
支援内容	<p>【実施地域】同意自発雇用創造地域</p> <p>【実施期間】3年度以内</p> <p>【事業規模】1地域あたり各年度2億円を上限とする</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域雇用創造協議会が、事業構想を提案する。</li> <li>・国は、提案された事業構想の中から雇用創造効果の高いものを選抜する。</li> <li>・都道府県労働局は選抜された協議会に事業を委託する。</li> </ul> <p>【平成24年度の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1次募集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月上旬～3月上旬 事業構想書の募集</li> <li>・3月下旬～4月上旬 厚生労働省による事業構想のヒアリング</li> <li>・7月1日～ 事業開始</li> </ul> </li> <li>○第2次募集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月中旬～7月上旬 事業構想書の募集</li> <li>・7月下旬～8月上旬 厚生労働省による事業構想のヒアリング</li> <li>・12月1日～ 事業開始</li> </ul> </li> </ul>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 職業安定局 地域雇用対策室	TEL : 03-5253-1111 (内線5795) FAX : 03-3502-0516 URL : <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunva/koyou/chiiki-koyou/index.html">http://www.mhlw.go.jp/bunva/koyou/chiiki-koyou/index.html</a>	

## 厚生労働省 2

施策名	地域雇用開発助成金	予算額(百万円)	12,948
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	雇用保険法第62条 雇用保険法施行規則第112条		
概要	地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、創業への支援を含め、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者を雇い入れる事業主に対して助成を実施。		
対象者	事業主		
対象事業	<p>【地域求職者雇用奨励金】 【実施地域】雇用開発促進地域 【実施期間】1年ごとに3回の助成</p> <p>【沖縄若年者雇用促進奨励金】 【実施地域】沖縄県 【実施期間】1年間（対象労働者等の定着状況が特に優良な場合には2年間）</p> <p>【地域再生中小企業創業助成金】 【実施地域】21道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）</p>		
支援内容	<p>【地域求職者雇用奨励金】 事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者の人数（3人（創業事業主は2人）以上）及び設置・整備に要した費用に応じて、一定額を助成</p> <p>【沖縄若年者雇用促進奨励金】 ・計画日から完了日までの間（以下「計画期間」という。）において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県に居住する35歳未満の若年求職者（以下「沖縄若年求職者」という。）を3人以上雇い入れた事業主に対し、賃金に相当する額の1/4（中小企業については1/3）を支給 ・計画期間に沖縄若年求職者に加え、沖縄県内に居住する新規学卒者を雇い入れた中小企業の事業主に対し、当該新規学卒者に支払った賃金に相当する額の1/3（1年間に限る。）を支給</p> <p>限度額：対象者一人につき、年間120万円</p> <p>【地域再生中小企業創業助成金】 【支給額】 ※実施地域のうち下線を引いた10道県 ①創業支援金：対象経費（事業計画作成経費、職業能力開発経費、設備・運営経費）の1/2（雇入れ5人以上で上限500万円、5人未満で300万円） ②雇い入れ助成金：一般被保険者1人当たり60万円 ※上記下線以外の11県 ①創業支援金：対象経費（事業計画作成経費、職業能力開発経費、設備・運営経費）の1/3（雇入れ5人以上で上限250万円、5人未満で150万円） ②雇い入れ助成金：一般被保険者1人当たり30万円</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書の認定申請を管轄都道府県労働局長に行う。</li> <li>・雇い入れが完了した後、支給申請を行う。</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 職業安定局 地域雇用対策室	TEL：03-5253-1111（内線5845） FAX：03-3502-0516 URL： <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiiki-koyou/index.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiiki-koyou/index.html</a>	

### 厚生労働省 3

施策名	農林業等就職促進支援事業	予算額(百万円)	312
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	雇用保険法第62条第1項第5号		
概要	<p>厚生労働省と農林水産省等との連携のもと、各都道府県の拠点となるハローワークに、農林漁業の求人情報や各種関連情報の提供、専門的な職業相談・職業紹介等の支援を行うコーナー（「農林漁業就職支援コーナー」）を設置・運営する。</p> <p>同コーナーには、農林業等の就職支援に関する専門的な知識・経験を有する就職支援ナビゲーターを配置し、失業者等の希望や能力に応じた多様な農林業等への就職及び就農等の実現に向けた支援を実施する。また、求職者に対して、農林業等合同企業面接会及び就職ガイダンスを開催する。</p>		
対象者	農林漁業への就業等を希望する者		
対象事業	—		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林漁業就職支援コーナーにおける専門的な職業相談等</li> <li>○ 農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	ハローワークにおける農林漁業就職支援コーナーにて、来所者に対して職業相談等を実施。		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 職業安定局 雇用開発課 農山村雇用対策室	TEL : 03-3502-6776 FAX : 03-3502-0516 URL :	

## 厚生労働省 4

施策名	地域若者サポートステーション事業	予算額(百万円)	1,956
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>ニート等の若者の自立を支援するため、地方自治体との協働により地域若者サポートステーションを設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談、自立に向けた各種支援プログラム、地域におけるネットワークの中核として各支援機関への適切な誘導など、多様な就労支援メニューを提供するもの。委託事業。</p>		
対象者	法人格を有する団体		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援事業（115者） キャリアコンサルタント等による相談や地域の若者支援機関によるネットワークを活用した関係機関への誘導等の実施</li> <li>○高校中退者等アウトリーチ事業（65者） 高校中退者等の自宅等への訪問支援等</li> <li>○生活支援等継続支援事業（20者） 高校等への復学・進学に向けた学習支援等</li> </ul>		
支援内容	委託契約に基づき委託費を交付する。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	公募（時期は12月下旬～2月上旬）により選定した団体と委託契約を締結する。なお、平成24年度の実施団体については選定済みである。		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 職業能力開発局育成支援課 キャリア形成支援室	TEL : 03-3502-8931 FAX : 03-3502-8932 URL : <a href="http://www.neet-support.net/">http://www.neet-support.net/</a>	

## 厚生労働省 5

施策名	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開	予算額(百万円)	33,204
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	雇用保険法第63条第1項第2号及び第7号		
概要	離職者に対し、綿密なキャリアコンサルティング、多様な職業訓練機会の提供等、就職に至るまでの一貫した総合的な支援プログラムを、専門学校、事業主、事業主団体等様々な民間機関を活用するなど、離職者等の多様なニーズに応じた支援メニューの提供を通じ、早期就職促進を図る。		
対象者	対象者：離職者等 委託・補助先：都道府県等 → 民間教育訓練機関等 ※ 都道府県等を通じ、民間教育訓練機関等に委託することにより離職者等に対する職業訓練を実施		
対象事業	都道府県等は、求職者向けに以下の訓練を実施する。 (1) 中核人材育成コース (2) 就職促進コース イ 知識等習得コース、ロ 実習型訓練コース、ハ 資格取得コース、 ニ 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース、ホ 刑務所出所者向け職業訓練コース (3) 定住外国人向け職業訓練コース (4) 委託訓練活用型デュアルシステムコース		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 求職者を対象とした綿密なキャリアコンサルティング等の支援</li> <li>● 訓練コースの種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中核人材育成コース 企業において中核的な役割を果たす人材を養成するために必要な内容からなる訓練コース</li> <li>(2) 就職促進コース <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知識等習得コース 求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するための訓練コース</li> <li>・ 実習等訓練コース 訓練コース内容に占める職場を活用した実習等による訓練の比率が9割以上となるもの</li> <li>・ 資格取得コース 介護福祉士等の資格の取得を目的とした訓練コース</li> <li>・ 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース 配偶者等からの暴力により、精神的なダメージ等を負った母子家庭の母等に対する情報通信分野の基礎力に係る訓練コース</li> <li>・ 刑務所出所者向け職業訓練コース 刑務所出所者に対する農作業等に係る訓練コース</li> </ul> </li> <li>(3) 定住外国人向け職業訓練コース 定住外国人向けに日本語能力等に配慮した訓練コース</li> <li>(4) 委託訓練活用型デュアルシステムコース 座学と職場実習を組み合わせた訓練コース</li> </ul> </li> <li>● 訓練受講生に対する早期就職支援等</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	公共職業安定所求職者(離職者)を対象とし、職業相談を通じて公共職業訓練の受講が必要と公共職業安定所長が認めた場合に、公共職業安定所長の受講あっせんにより受講することができる。		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 職業能力開発局能力開発課	TEL : 03-3502-6957 FAX : 03-3502-2630	

## 厚生労働省 6

施 策 名	救急医療体制の整備等	予算額(百万円)	25,000の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概 要	地域における救急医療体制の確保と安心して出産に臨める医療環境の実現に向けた体制の整備を図るため、都道府県が行う事業に対し財政支援を行う。		
対 象 者	別紙1参照		
対象事業	別紙1参照		
支援内容	運営事業に対する支援（補助率は、別紙1参照）		
変更の ポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都道府県が国に事業計画書を提出する。</li> <li>② 国が提出された事業計画書を審査したうえで都道府県に交付額の内示をする。</li> <li>③ 都道府県が交付申請書を提出する。</li> <li>④ 国が提出された交付申請書を審査したうえで都道府県に対し交付決定をする。</li> </ol>		
備 考	—		
連絡先	厚生労働省医政局指導課 救急・周産期医療等対策室	TEL : 03-3595-2194 FAX : 03-3503-8562 URL :	



	事業名	交付先	補助率
1	小児救急電話相談事業	都道府県（委託を含む）	1/2
2	小児初期救急センター運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
3	小児救急地域医師研修事業	都道府県（委託を含む）	1/2
4	管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
5	受入困難事案患者受入医療機関支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
6	共同利用型病院運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
7	小児救急医療支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
8	小児救急医療拠点病院運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
9	ヘリコプター等添乗医師等確保事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
10	救急医療専門領域医師研修事業	都道府県（委託を含む）	1/2
11	救命救急センター運営事業	都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者（公立分除く））	1/3
12	救急勤務医支援事業	都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）	1/3
13	救急医療情報センター	都道府県（委託を含む）	1/3
14	救急患者受入コーディネーター事業	都道府県（委託を含む）	1/2
15	小児救命救急センター運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
16	小児集中治療室医療従事者研修事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
17	ドクターヘリ導入促進事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
18	救急救命士病院実習受入促進事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
19	自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業	都道府県（委託を含む）	1/2
20	救急患者退院コーディネーター事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
21	周産期医療対策事業	都道府県	1/2、1/3
22	周産期母子医療センター運営事業	都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）	1/3
23	新生児医療担当医確保支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
24	地域療育支援施設運営事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/2
25	日中一時支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
26	救急・周産期医療情報システム機能強化事業	都道府県（委託を含む）	1/2
27	産科医等育成支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3
28	産科医等確保支援事業	都道府県（間接補助先：市町村、その他厚生労働大臣が認める者）	1/3

## 厚生労働省 7

施策名	へき地保健医療対策事業	予算額(百万円)	3,597
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	へき地診療所、巡回診療等の事業を実施し、山村、離島等の住民の医療を確保を図るもの。		
対象者	都道府県、市町村、事業者		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療支援機構運営事業</li> <li>・へき地医療拠点病院群運営事業</li> <li>・巡回診療事業</li> <li>・産科医療機関確保事業</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療支援機構の運営事業に対する補助（補助率：1/2）</li> <li>・へき地医療拠点病院群の運営事業に対する補助（補助率：1/2、1/3、2/3）</li> <li>・巡回診療の運営事業に対する補助（補助率：1/2、1/3、2/3、3/4）</li> <li>・へき地保健医療情報システム運営事業に対する補助（補助率：1/2、1/3、2/3）</li> <li>・産科医療機関の運営事業に対する補助（補助率：1/2）</li> </ul>		
変更のポイント	一部事業（無医地区医師派遣事業）予算については内閣府所管の「沖縄振興一括交付金」に計上。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 補助事業者が都道府県へ交付申請を行う。</li> <li>② 都道府県は①を取りまとめ、国へ交付申請を行う。</li> <li>③ 国は②の申請を審査し、都道府県へ交付決定を行う。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省医政局指導課 救急・周産期医療等対策室	TEL : 03-3595-2194 FAX : 03-3503-8562 URL :	

## 厚生労働省 8

施策名	医療施設等施設整備費補助金 医療施設等設備整備費補助金	予算額(百万円)	1,156
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	山村、離島等において医療の提供を行う施設等の建物、医療機器等の整備を実施し、山村、離島等の住民の医療の確保を図るもの。		
対象者	都道府県、市町村、事業者		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療拠点病院群施設・設備整備事業</li> <li>・研修医のための研修施設整備事業</li> <li>・臨床研修病院施設整備事業</li> <li>・医師臨床研修病院研修医環境整備事業</li> <li>・離島等患者宿泊施設施設・設備整備事業</li> <li>・産科医療機関施設・設備整備事業</li> <li>・遠隔医療設備整備事業</li> <li>・臨床研修病院支援システム設備整備事業</li> <li>・へき地・離島診療支援システム設備整備事業</li> <li>・死亡時画像診断システム施設・設備整備事業</li> <li>・在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療拠点病院群施設・設備整備に対する補助（補助率：1/2、1/3、3/4）</li> <li>・研修医のための研修施設整備に対する補助（補助率：1/2）</li> <li>・臨床研修病院施設整備に対する補助（補助率：1/2）</li> <li>・医師臨床研修病院研修医環境整備に対する補助（補助率：1/3）</li> <li>・離島等患者宿泊施設施設・設備整備に対する補助（補助率：1/3）</li> <li>・産科医療機関施設・設備整備に対する補助（補助率：1/2、1/3）</li> <li>・遠隔医療設備整備に対する補助（補助率：1/2）</li> <li>・臨床研修病院支援システム設備整備に対する補助（補助率：1/2）</li> <li>・へき地・離島診療支援システム設備整備に対する補助（補助率：1/2）</li> <li>・死亡時画像診断システム施設・設備整備に対する補助（補助率：1/2）</li> <li>・在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業（補助率：1/2）</li> </ul>		
変更のポイント	補助対象の追加（在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業）		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>国庫補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 補助事業者が都道府県へ事業計画書を提出する。</li> <li>② 都道府県は①を取りまとめ、国へ提出する。</li> <li>③ 国は②の申請を審査し、都道府県へ交付決定の内示を行う。</li> <li>④ 都道府県から国へ③の額の範囲内で交付申請を行う。</li> <li>⑤ 国は④の申請を審査し、都道府県へ交付決定を行う。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省医政局指導課 救急・周産期医療等対策室	TEL：03-3595-2194 FAX：03-3503-8562 URL：	

## 厚生労働省 9

施策名	保育環境改善等事業	予算額(百万円)	137
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育所分園等を設置するなど保育を実施する施設の設置を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。		
対象者	市区町村又は保育所を経営する者		
対象事業	保育サービス等の推進のため、駅前の利便性の高い場所などにある賃貸建物等に、保育サービス提供施設を設置するための環境改善等に必要な準備経費を助成する。		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助率 1 / 3 (都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3、指定都市等 2 / 3)</li> <li>○ 補助単価 (1事業当たり年額) <ul style="list-style-type: none"> <li>基本改善事業 7,000千円</li> <li>環境改善事業 1,000千円</li> </ul> </li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助金交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月 厚生労働省より、交付要綱等の発出</li> <li>・ 5月 都道府県(管内市町村取りまとめ)指定都市、中核市より、交付申請書を厚生労働省へ提出</li> <li>・ 6月以降 厚生労働省より、都道府県、指定都市、中核市に対して交付決定</li> <li>・ 随時 都道府県(管内市区町村取りまとめ)、指定都市、中核市より、事業実績報告を厚生労働省へ提出 事業実績報告により補助金の交付額を確定</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	<p>厚生労働省 TEL : 03-3595-2542</p> <p>雇用均等・児童家庭局保育課 FAX : 03-3595-2674</p> <p>URL :</p>		



## 厚生労働省 1 1

施策名	安心生活創造事業	予算額(百万円)	23,724の内数
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	ひとり暮らし高齢者等が、地域から孤立することなく、住み慣れた地域において継続して安心した生活を営むことができるような体制整備を推進するための事業を市町村において実施。		
対象者	市区町村		
対象事業	<p>安心生活創造事業実施要領記載の対象事業は以下の通り</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握するための事業</p> <p>イ 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制を作るための事業</p> <p>ウ 本事業を支える安定的な地域の自主財源に取り組むための事業</p> <p>(2) 基本事業を推進するための取組</p> <p>ア 地域福祉に関する各種データの提供</p> <p>イ 地域住民への地域福祉活動に関する周知広報</p> <p>ウ その他基本事業を円滑に実施するために必要な取組</p> <p>エ これまで本事業に取り組んできた地域福祉推進市町村による先駆的取組の普及への協力</p>		
支援内容	セーフティネット支援対策等事業費補助金23,724百万の内数・定額補助		
変更のポイント	この事業は平成23年度まで3年間のモデル事業として実施してきたところであるが、平成24年度においては、国と地域福祉推進市町村との協働により、これまでのモデル事業の成果を全国に普及することを主たる目的として、新規の市町村も含めて国庫補助を行うこととした。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①8月上旬までに厚生労働省に交付申請書等を提出</p> <p>②厚生労働省は、上記①の内容を審査の上、交付決定</p>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課	TEL : 03-5253-1111(内線2859) FAX : 03-3592-1459 URL : <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunva/seikatsuhogo/anshin-seikatu.html">http://www.mhlw.go.jp/bunva/seikatsuhogo/anshin-seikatu.html</a>	



### 厚生労働省 13

施策名	地域介護・福祉空間整備推進交付金	予算額(百万円)	1,310
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）		
概要	地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るため、地域密着型サービス等の導入に必要な不可欠な設備やシステムに要する経費などに対して助成する。		
対象者	市町村		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業</li> <li>○高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業</li> <li>○「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業</li> <li>○地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業</li> <li>○その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業</li> <li>○都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業</li> <li>○介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業</li> <li>○訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業</li> </ul>		
支援内容	<p>地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 20,000千円</li> <li>○高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業 3,000千円</li> <li>○「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 3,000千円</li> <li>○地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業 3,000千円</li> <li>○その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業 3,000千円</li> <li>○都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業 300千円</li> <li>○介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業 150千円</li> <li>○訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業 3,000千円</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> <li>①市町村において先進的事業等整備計画を策定</li> <li>②計画を国に提出（都道府県を経由）</li> <li>③国において計画の受理、審査</li> <li>④配分基礎単価により、交付金を算定の上、各市町村へ交付。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	厚生労働省 老健局高齢者支援課	TEL : 03-3595-2888 FAX : 03-3595-3670 URL :	



## 厚生労働省 14

施策名	「高齢者活力創造」 地域再生プロジェクトの推進	予算額(百万円)	(1) 1,310 (2) 2,167
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	(1) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号） (2) ○ 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱（平成15年6月9日厚生労働省発老第0609001号事務次官通知） ○ 老人保健健康増進等事業実施要綱（平成15年5月21日老発05211001号老健局長通知）		
概要	(1) 地域における介護サービス基盤の実効的な整備を図るため、地域密着型サービス等の導入に必要な不可欠な設備やシステムに要する経費などに対して助成する。 (2) 認定地域再生計画を踏まえ、地方の大学と連携し、高齢者保健福祉の増進の観点から高齢者支援システムの構築や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業を老人保健健康増進等事業にて実施する場合、事業の採択に当たり一定程度配慮する。		
対象者	(1) 市町村 (2) 都道府県、市町村、厚生労働大臣が特に必要と認めた法人		
対象事業	(1) ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 ○高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業 ○「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 ○地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業 ○その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業 ○都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業 ○介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業 ○訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業 (2) ○ 介護保険制度の適正な運営・周知に寄与する調査研究事業（調査研究のテーマ37種） ○ 高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業（調査研究のテーマ43種）		

<p>支援内容</p>	<p>(1)  地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付する。  ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 20,000千円  ○高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業 3,000千円  ○「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 3,000千円  ○地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業 3,000千円  ○その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業 3,000千円  ○都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業 300千円  ○介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業 150千円  ○訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業 3,000千円</p> <p>(2)  ○定額補助(10/10)  ○交付基準額は原則として1事業あたり2,500万円以内。</p>
<p>変更のポイント</p>	<p>—</p>
<p>支援手続スケジュール (予定でも可)</p>	<p>(1)  ①市町村において先進的事業等整備計画を策定  ②計画を国に提出(都道府県を經由)  ③国において計画の受理、審査  ④配分基礎単価により、交付金を算定の上、各市町村へ交付。</p> <p>(2)  補助を受ける手順は、以下のとおり。  ①厚生労働省ホームページにて公募。  ②地方公共団体等が実施計画書(国庫補助協議書)を提出。  ③実施要綱に基づく「老人保健健康増進等事業評価委員会」を開催し、当該委員会が提出のあった事業計画を評価。  ④③の評価結果を受け、厚生労働大臣が予算の範囲内で補助金の交付を決定</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>
<p>連絡先</p>	<p>厚生労働省 TEL : (1)03-3595-2888  (2)03-3591-0954</p> <p>(1)老健局高齢者支援課 FAX : (1)03-3595-3670  (2)03-3503-2740</p> <p>(2) URL : (2)  <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/kaigo_koureisha/topics/2012/04/tp0416-1.html">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/kaigo_koureisha/topics/2012/04/tp0416-1.html</a></p>

## 厚生労働省 15

施 策 名	高齢者地域福祉推進事業	予算額(百万円)	2,760
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	在宅福祉事業費補助金交付要綱3(1)		
概 要	老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを目的とし、老人クラブが行う各種活動に対して助成を行う。		
対 象 者	交付先：都道府県・指定都市、市町村 ※ 実施主体である都道府県・指定都市、市町村の補助先は、単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、都道府県・指定都市老人クラブ連合会		
対象事業	以下のような老人クラブが行う事業が対象。 ○老人クラブ事業として、老人クラブが行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業並びに老人クラブが行う活動に対し指定都市が行う助成事業及び老人クラブが行う活動に対し中核市が行う助成事業 ○市町村老人クラブ連合会事業として、市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対して指定都市が行う助成事業及び中核市老人クラブ連合会が行う活動に対し中核市が行う助成事業 ○都道府県老人クラブ連合会・指定都市老人クラブ連合会事業として、都道府県老人クラブ連合会が行う活動に対し都道府県が行う助成事業及び指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対し指定都市が行う助成事業 ○その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに、社会参加の促進を目的とするなど都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う事業について、都道府県老人クラブ連合会が行う活動に対し都道府県が行う助成事業及び指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対し指定都市が行う助成事業		
支援内容	【補助率】 ○1/2(老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会事業については1/3) 【具体的内容】 ○老人クラブ事業 (対象経費) 事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ○市町村老人クラブ連合会事業 (対象経費) 事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ○都道府県・指定都市老人クラブ連合会事業 (対象経費) 事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ○その他の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする事業 (対象経費) 事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	補助を受ける手順は、以下のとおり。 ①各老人クラブは、実施主体が定める補助金交付要綱に基づき、実施主体の長が定める日までに交付申請を行う。 ②実施主体は各老人クラブの申請に対し、補助金交付決定を行い、その後、概算払いを行う。 ③実施主体は、厚生労働省が定める補助金交付要綱に基づき、厚生労働省の長が定める日までに交付申請を行う。 ④厚生労働省は、実施主体の申請に対し、補助金交付決定を行い、その後、概算払いを行う。		
備 考	—		
連絡先	厚生労働省 老健局振興課	TEL : 03-3595-2889 FAX : 03-3503-7894 URL :	